

## 地域生活支援拠点等の整備の進捗状況について

### 1 要旨

北区は、第6期北区障害福祉計画において、令和5年度末までに、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、地域で安心して暮らすための機能をもつ地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）を整備することを目標に掲げている。令和3年3月には、拠点等の機能を担う事業所として、重度障害者グループホーム「らららたきのがわ」が開設するなど、地域における複数の機関・事業所が分担して機能を担う“面的整備型”による整備を開始したところである。

このたび、「就労生活支援センター飛鳥晴山苑」が、緊急時の受入れや地域での一人暮らし等に向けた体験宿泊を提供するための居室を新たに確保し、拠点等の機能を担うこととなるので、報告する。

### 2 地域生活支援拠点等とは

拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことである。居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

### 3 背景（地域の課題について）

- ・ 医療的ケア、重症心身障害や強度行動障害等の重度障害に対応することができる施設・事業所が少ない。
- ・ 高齢化に伴い、「親亡き後」の住まいの確保が課題となっている。
- ・ 緊急時の受入れ先の確保が困難であり、拡充が必要。
- ・ 地域生活への移行に当たり、宿泊体験を提供できる場がない。

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者やその家族の緊急事態への対応を図る体制を構築することが必要



障害者が地域で安心して暮らすために  
地域生活支援拠点等の整備を目指す

#### 4 拠点等の機能（地域生活の安心感を担保する5つの機能）

機能	内容
① 相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>区と基幹相談支援センター等委託相談支援事業者の相談受付体制の確保</li> <li>相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援</li> <li>緊急事態等に必要なサービスの相談支援</li> <li>医療的ケア児等コーディネーターの配置</li> </ul>
② 緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保</li> <li>介護者の急病等の緊急時の受入れ等必要な対応</li> </ul>
③ 体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行や親元からの自立に当たって、グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の機会を提供</li> </ul>
④ 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を確保</li> </ul>
⑤ 地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供体制の確保、施設の整備誘導</li> <li>地域の社会資源の連携体制の構築</li> <li>自立支援協議会における検討</li> </ul>



図：拠点等の面的整備のイメージ

#### 5 拠点等の機能を担う事業所

令和3年度中に「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」が、緊急時の受け入れや地域での体験的宿泊を提供するための居室を新たに整備し、拠点等の機能を担います。

法人名「事業所名」 / 所在地	担う機能（主な対象者）
<p>【令和3年度中に開始】</p> <p>社会福祉法人晴山会  「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」  / 北区西ヶ原 4-51-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の受入れ・対応</li> <li>体験の機会・場</li> </ul> <p>（身体障害者、知的障害者、障害児）</p>

6 経緯と今後のスケジュール（予定）

令和3年2月	北区自立支援協議会（拠点等の整備について報告）
3月	拠点等の機能を担う事業所「らららたきのがわ」開設
8月	北区自立支援協議会（拠点等の整備状況について報告）
12月	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑（短期入所）の定員増を目的とした整備が完了。拠点等の機能を開始。
随時	北区自立支援協議会において整備の進捗状況や運営状況を報告。拠点等の整備完了（※）に向けて、地域の支援機関・事業者の協力体制の確保・連携を図り、体制の構築を目指す。

※ 拠点等のすべての機能の実効性を担保し、北区自立支援協議会において整備がなされたと承認されることを目指す。

7 【参考】北区の拠点等の機能を担う事業所（令和3年8月時点）

法人名「事業所名」 / 所在地	担う機能（主な対象者）
社会福祉法人さざんかの会 「らららたきのがわ」 / 北区滝野川3-53-10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の受入れ・対応</li> <li>・ 体験の機会・場</li> <li>・ 専門的人材の確保・養成 (身体障害者、知的障害者、精神障害者)</li> </ul>